

Title	独逸戦時財政の根柢如何 ( 上 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.6 (1915. 6) ,p.628(32)- 647(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19150601-0032
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 獨逸戰時財政の根底如何(上)

阿部 秀助

最近佛の飛行機の爆彈を南獨、フライブルグ市に投下するや、之れが犠牲となりしものゝ中に小學の兒童あり、而して此報の獨逸全國に傳はるや、其父兄に宛て弔電又たは弔文を送りしものには同國に於ける各地の小學兒童多かりしと、又、四月一日、比公の百年祭執行せらるゝや、各地の小學兒童にして伯林の「ジングアカデミ」に集まりしもの約二千人、彼等は相共に祖國の歌を合唱して、鄉國の武運長久を祈れりと、斯くて舉國一致の信念は今や無邪氣なる小國民の上にも及べり、又、同國に於ける社會民主黨の大戦役前に於ける態度は、既に世人の知るが如く、事毎に政府の政策に反對せるものなりしが、今回の戦役に際しては、舉黨一致を以て軍事公

債に協賛せし同黨撰出代議士の行動を是認すると共に、更に最近(四月二十二日)同黨中央機關紙「フオアウエルツ」の吾人に傳ふる處によれば、同黨は塊國の社會主義者と維也納に會合して、戦争は如何に長期に亘るも、誓て祖國の爲めに其全力を注ぐ可きを以てし、殊に獨逸社會民主黨の領袖たる「シャイデマン」の如きは、書を一般の出征者に送りて大に感謝の意を表し、又、伯林在留の猶太人が第二軍事公債に應せる額は約百萬麻に達せりと、想ふに、民族的階級的軋轢の最も甚しき同國が舉國一致の態度に出づる今回の如きは同國史上稀有の現象にして、此心理作用が直接、間接、同國の戦時財政に大なる援助を與ふるや明かなり、更に史家「ランケ」が曾て戦争の時に信用を齎らすことを論せるが如く、獨逸が今日に至る迄、敵人に其地を委せざることも、同國民をして、國家其者の政策に對し大なる信用を拂はしめしに至りしや、之れ亦た明かなり、然かも、舉國一致や、戦場の勝利や、必ずしも獨逸其者の特有物にあらずして、其隣帝國たる露國に於ても吾人の見る處なり、殊に最近、獨逸の勇將「ヒンデンブルグ」將軍が以太利の通信記者に語れる中に、熾んに露軍殊に其砲兵及歩兵の勇敢なる行爲を推賞せり、斯くの如く露國が舉國一致と武力とに於て

必ずしも獨逸に比して劣らざるに不拘、然かも一度兩國の戰時財政を比較するに於て、其堅實の度、前者は遙かに後者に及ばざるの觀あり、例者、戰時交通状態に於て露國は國有鐵道を通じて旅客賃金の二十五パーセントを増加せるに對して、獨逸は却て之れを低減せり、次ぎに貨物輸送上の收入に於て、露國鐵道の成績見る可きものなきに對し(其理由は主として同國に於ける貨車の欠乏にあり、但最近同國が米國方面に注文せし車輛近く浦港に到着す可しと、此貨車は新式にして其積載量は從來の貨車に比して約千五百ブート<sup>ト</sup>多し)獨逸聯邦中、例者普魯西の鐵道にありては、之れが收入は漸次平時の状態に復する傾向を有し、試みに昨年十二月の輸送高を以て前年度の同月に比較する時は、前者は後者の約九十六パーセント、其中軍需品の輸送は僅かに四パーセント<sup>ト</sup>半に過ぎず、に當れり、尙ほ獨逸全國に就きて見るに、本年正月の旅客賃金の收入は昨年正月の八十二パーセントに當り、同じく貨物の收入は九十パーセント<sup>ト</sup>余となれり、更に戰時税の立脚地に立ちて見るに、露國は既に増税の舉に出で、開戰當時の臨時議會に於て葡萄酒、麥酒、煙草等其額約二億ルーブル<sup>ル</sup>を議決せし以外に、最近にては綿花及綿糸輸入税の増加(二ブート<sup>ト</sup>に就き十五コペック<sup>ク</sup>)

の如き、或は木材(主として燐寸原料)に對する課税の如きあり、而して同國政府は以上の増税計畫等を以て足れりとせずして、更に最近にありては、專賣事業に對して専ら調査の歩を向くるに至れり、其結果、燐寸、茶、煙草、及揮發油等を以て有望の事業となせるも、燐寸專賣は年に六百萬乃至七百萬ルーブル<sup>ル</sup>の收益を齎らすに對して、之れに投せらるゝ資金は三千五百萬乃至四千萬ルーブル<sup>ル</sup>に達するを以て、戰時多端の同國に於て之れが實施を見んこと困難なり、而して以上の中、比較的其事業の困難ならざるは茶專賣事業にして、今、同國大藏省の調査によれば、之れによりて齎らさるゝ新収入は約三億四千四百萬ルーブル<sup>ル</sup>にして、其中より經費一億ルーブル<sup>ル</sup>を除去せし残余二億四千四百萬ルーブル<sup>ル</sup>は國庫に齎らさるゝ新財源なりとす、其他、同國は曩きに酒精專賣事業に従事せしものにして、現今其地位を有せざるものを、更に保險官營事業によりて救濟せんとせり、露國の状態、以上の如くなるに對して、獨逸は、去る三月の議會に藏相「ヘルフェリツヒ」の宣言せるが如く、同國は今日に至る迄、何等戰時税の實施を必要とせず、加ふるに戰時の豫算表に於て、海外に於ける獨逸の教育機關、醫學其他の研究所に對して前年度と同一の支出額を計上せり、

次に戦時金融上より見るに、開戦後、露國に於ける銀行紙幣の増發は、遂に去る三月中旬に於て昨年十二月以來の法定最高額に達せざること、只だ僅かに二千七百萬ルーブルに及びしを以て、同帝國銀行は同月下旬を以て更に從來の制限額に對し十億ルーブルを増加するの委任を受くるに至り、爲めに「ミボリス」教授の如き同國に於ける紙幣濫發の弊を論ずるもの少からざるに至れり、加ふるに同國は戦争開始後、對外債務の保證として約八千萬ルーブルの金塊を倫敦方面に現送せし結果、益々帝國銀行内に金貯藏の必要を感じ、遂に二月中旬を以て同國內に於ける採金業者を首府「ベトログラード」に召集し、如何にせば同國內の産金額を増加せしめ得可きかを諮問すると共に、又た一方には専門の技師を各地方に派して、實地の調査をなさしむるが如き窮策を演ずるに至れり、轉じて獨逸を見るに、開戦前、同國の財政通例者「オットー・シュワルツ」の論せる處にては、帝國銀行に於ける十五億麻の金準備は、戦時の經濟状態を正當に維持し得べしと云ふにありしが、今や、同銀行の金準備は最近に於て「シュワルツ」の要求額を超過すること約八億麻以上に達するに至れり、即ち昨年開戦前後に於ける同銀行の金準備額は約十億二千五百萬、越へ

て十月には十億八千萬、更に本年に入りては次の如き増加を示すに至れり。

月 日	金準備額 百萬	前週よりの増加額 百萬
一月二十三日	二四五・〇五	一五・三四
二月 二日	二六四・五〇	一八・七五
二月十八日	二二八・五〇	三三・五〇
二月二十五日	二五四・〇〇	二七・〇〇
三月 九日	二九三・五〇	二三・〇〇
三月十八日	二一五・〇〇	二二・〇〇
三月二十七日	二二三・〇〇	一四・〇〇
三月三十一日	二三三・〇〇	八・〇〇
四月 十日	二三四・五〇	—
四月十六日	二三五・〇〇	八・〇〇

蓋、獨逸が開戦前に於て、既に金貨の吸收に熱中せし一事は、昨年二月五日を以て獨逸帝國銀行が其割引歩合を多少減少せしに不拘、尙ほ英、佛兩國に比して四分の高歩合を維持せし理由が、單に當時に於ける同國金融市場の緊張に基くと云はんよりも、寧ろ發券銀行に出来るだけ金貨蓄積額を増加せしめんとする帝國銀行總

裁ハフエンスタインの政策に基きしことにて知るを得可し、其他、預金銀行の昨年に於ける預金増加額は軍事公債の影響を被むりしに不拘、尙ほ九億麻に達し、之れを佛國に於ける一億二千萬法以上の減少に比すれば良好なる成績と云はざる可からず、尙ほ最近佛紙、タンの傳ふる所によれば佛國預金銀行の預金は一月一日より二月十日に至る間に於て約千萬法以上の減少を見るに至れりと、次に獨逸にありて紙幣流通高の最高點に達せしは昨年十二月下旬に於ける五十億四千萬麻是等の中には占領地殊に白耳義にて使用せらるゝもの其一部を占むにして、其後漸次減少の傾向を有せり、流通紙幣に對する金準備の割合は一月二十三日の四十八パーセント、二月二十八日は四十八、六パーセント、六となれり、而して以上、流通紙幣の中、小額面紙幣の著しく減少せしは、主として補助貨の増加に歸せざる可からず、尙ほ獨逸は開戦後五ヶ月半の間に二百萬キログラムの銀塊を以て四千萬麻の銀貨を鑄造せり、更に民間に對する資金の調達機關たる「ダーレインス、カッセ」に就きて見るに、最近(四月十七日)の調査によれば、同國政府の「ダーレインス、カッセ」が第一級の擔保品に對して貸出せし總額は十五億三千七百萬麻にして、其中、第二回軍事

公債の目的に供せられしは五億二千一百萬麻なりとす、さて「ダーレインス、カッセ」は同帝國內に於て獨立せる法人組織にして、此組織が帝國銀行本店又は其支店に對する關係は、前者の總裁又は支配人が後者の主任者に任命せらるゝことにして、若、兼務不可能の場合には他に帝國官吏を以て之れに充つることあり、又、此主任者以外に各地の「ダーレインス、カッセ」には業務監督者として一名の政府代表者と、二名の貸付業務に通曉せるもの商工家の間より撰定せらる、尙ほ「ダーレインス、カッセ」は更に自己の業務を敏活ならしむる爲、國內適當の場所に於て其出張所を設くることを得、但、此出張所の業務を擔任するものは、同じく帝國政府の官吏と商工業者中より撰出せられし二名の實業家にして、此出張所の權限は只だ單に貸付事項の媒介をなすに止まりて、各自獨立に貸付を行はざるにあり、尙ほ之れが中央局の組織は帝國銀行の總裁、一名の同銀行理事、一名の帝國政府の代表者、四名の實業家より成立し、之れが金庫及帳簿等は總て帝國銀行にて保管す、次に貸與の許可を得しものは、之れが支拂に向て銀行紙幣を要求すること得、此場合に於ては「ダーレインス、カッセ」の中央局は銀行より借受人に支拂はれし總額を更に貸附證券を以

て銀行へ返濟するものなりとす、而して此貸附證券は帝國國債局が最高額三十億麻を限り之れを中央局に交付せしものにして、其券面は一麻、二麻、五麻、二十麻、五十麻の五種よりなり、帝國政府は勿論、聯邦政府に對しても其名目價格を以て通用するものなりとす、次に「ダーレーンス、カッセ」の設立數に就きて八月五日を以て設けられしもの全國に九十九ヶ所と、更に九十六ヶ所の出張所あり、但、以上の中「エルサス」の「ミュールハウゼン」は戰亂の爲、即時開始せず、又出張所の數は其後増加して百二十三ヶ所となれり、又同日直ちに貸出に従事せしが、其貸出額は四百二十萬麻に達せり、次に貸付に供せらるる、擔保品の種類と各人に對する貸付高に就きて見るに、前者は主として有價證券及商品(家具「ビヤノ」、金物「モートルボート」、獸皮革皮、綿花、羊毛、靴類、金銀細工、寶石類、葡萄酒、咖啡、砂糖、煙草、葉卷、藥品、紙類、書籍類、等)の兩種にして、之れが貸付高は擔保品の性質により決定せらるるものなりとす、尙ほ貸付高に就きては八月五日より九月二十三日迄、確實に返濟の見込あるものに對して二億六千五百六十萬麻、九月二十三日より十月七日迄同じく八億五千十萬麻、以上兩者を合せしもの十一億千五百七十萬麻の中、七億千四十萬麻即ち全額の六十三

パーセント。七は軍事公債に向けられ、自余の四億五百三十萬麻は他の目的例者製糖業及加里製造業等に向け支出せられしものなりとす、次に戰時公債の點に就きて考察するに、露國が日露戰爭の際、千九百五年迄募集せし國債總額十二億八千一百万「ルーブル」の中、同國內にて募集せられしは僅かに其半額即ち六億「ルーブル」に過ぎざりしが、今回の大戦役に於て同國が曩きに募集せし五億「ルーブル」の成績に就き最近、同國帝國銀行の報告によれば、其應募額は僅かに四千萬「ルーブル」に達せしのみなりと、又同國の國庫債券は其利率の比較的高きに不拘、一般の應募者は豫定の半數に達せしのみなりしを以て、残余の半數は銀行業者の間に於て引受けることゝなれり、轉じて獨逸を見るに、同國に於ける第二回軍事公債は利率五分發行價格は第一回の九七・五に對して九八・五、償還期は千九百二十四年以後、而して此公債が最近に於て非常なる成功を博せしことは、同公債募集發表後未だ一ヶ月を經過せざるに其應募額は既に三月二十六日に於て九十億六千萬麻に達し、同月末日の調査によれば二千麻以下の應募者四十五萬二千一百十八人、一百萬麻以上の應募者三百二十五、其額十一億六千三百萬麻、又た中立國方面より伯林の銀行を

經て應募せられしもの三月十四日迄一億二千萬麻而して四月四日迄現金にて拂込まれし額は三十億六千萬麻に達せり、斯くの如き成功が如何なる影響を與へしかば伯林取引所に於て第一回軍事公債の相場が著しく上騰せるによりて知るを得可し、今應募者の主なる者と其應募額とに就きて觀察するに、先づ銀行方面にては「ミュンシネル、バンク」(二億麻)「ライン地方銀行」(一億麻)「シヤフハウゼン」銀行組合(七千五百萬麻)「ライネツシ、クレヂット、バンク」(七千五百萬麻)「オストマルク農工銀行」(ボーゼン)「二千五百萬麻」(メンデルゾーン)銀行(二千萬麻)等其主なるものにして、預金銀行としては「キヨルン」預金銀行(二千萬麻)「ドレスデン」預金銀行(千萬麻)「ドルトムント」預金銀行(千六百萬麻)「デュセルドルフ」預金銀行(千萬麻)「マクデブルグ」預金銀行(二千萬麻)等主位にあり、次にに保險事業方面に於て「一千萬麻以上の應募額を有するは、「ビクトリア、アルゲマイネ、フエヤジヘルングス、アクチエン、ゲゼルシヤフト」(伯林)「三千萬麻」(ゴータ)生命保險會社(二千萬麻)「スチエトガルト」一般保險會社(千七百萬麻)「ヤエユス」保險會社(千四百萬麻)「ノルトステルン」生命保險會社(千二百萬麻)「カールスルーエ」生命保險會社(千萬麻)「フエヤジヘルングス、アムト」(伯林)「千萬麻」(ハンザチツセ、

フエヤジヘルングス、アンスタルト)「千萬麻」(ザクセン、フエヤジヘルングス、アンスタルト)「二千萬麻」(次に自治市の「スパール、カツセ」にして「一千萬麻以上の應募額を有するは、伯林)「三千萬麻」(コブレンツ)「二千一百萬麻」(ハンブルグ)「二千萬麻」(ステツチン)「千八百萬麻」(ウエルテンベルヒ)「千七百萬麻」(スチエトガルト)「千四百萬麻」(ライプチヒ)「千二百萬麻」(ドレスラウ)「千二百萬麻」(シヤロツテンブルグ)「千一百萬麻」(マーンハイム)「一千萬麻」(キーニヒスベルヒ)「同」(エツセン)「同」(次に企業上の會社に就きて千萬麻以上は獨逸石油株式會社)「二千七百萬麻」(レーグンスブルグ農事會社)「千五十萬麻」(戰時製革會社)「千萬麻」(獨逸合同製油所)「千萬麻」等にして、ビスマータ會社の如きは戰爭の爲め全く労働者を失ひしに不拘、尙ほ百三十萬麻の應募をなせり、尙ほ個人として「クルツプ」は三千萬麻「フライヘル、フオン、ゴールトシユミット、ロートシルト」は二百萬麻「鐵山主、エミル、ザウエル」は「一百萬麻」等あり、其他青年兒童の應募額には伯林市内の小學(第百八十校)生徒の千五百萬「ウキルメル」(ストルフ)「大伯林の一部」中學學生の三萬三千五百萬等あり、試みに以上の成績を以て佛國の募集状態に比するも、後者の努力の足らざるを感ず、即ち後者に於て三月二十四日迄の應募額は僅かに十億

六千萬法にして、其中、直接現金を以て拂込まれしは三億二百萬法、他は舊時の國防公債其他によりしものなりとす、彼の *Bankier de Welt* なる名稱は、今の佛國には、ふさはしからざる語なり、次ぎに債務辨濟の點より見るに、三月一日、巴里に於ける英、露、佛三國の財務會議の結果として、戰爭の終結に至る迄、露國が英、佛兩國方面より購求する軍需品に對しては、英、佛兩國政府之れが仕拂の任務に當り、且つ露國々債の利子及同國が白耳義「セルビア」「モンテネグロ」等に對する負擔は同時に英、佛兩國によりて其責任を負擔することゝなれり、只だ三國が共同的に軍事公債を募集する計畫は英國の異議ありし爲め、事實として現はれざりしも、而かも佛國の戰時財政にして意の如くならざる時、北歐の經濟的濁流が混々として倫敦市場に溢れずんば幸なり、露國の財務狀態以上の如くなるに對して、獨逸にありては、去る三月、藏相「ヘルフェリツヒ」が議會に於て宣言せし處によれば、同國に於ける國債償還は戰爭中と雖、決して之れを中絶することなく、且つ軍事公債利子の支拂には新公債を以てせずして、寧ろ通常收入に仰ぐ可きことを以てせり、想ふに、獨逸をして過去十ヶ月に亘り後顧の憂なからしめしと共に、更に今秋迄の戰費を成立せしめ得しは、

吾人が前に述べたる國民の舉國一致と共に、後方勤務の「ヒンデンブルク」と稱せられ、且つ最近、鐵十字の勳章を受けし藏相「ヘルフェリツヒ」と帝國銀行總裁「ハフエスタイン」の努力の大なりしことは勿論なりと雖、しかも如何に舉國一致を以てするも、如何に巧妙なる戰時財政策を以てするも、無は遂に有を生ずること能はざるなり、故に獨逸戰時財政の主要なる根柢は之れを他に求めざる可からず、而して最近、同國國民所得額の増加は實に之れが根柢をなすものにあらざるなきか。

## 一

現時經濟上に於ける各種の統計的研究の進歩發達せることは事實なるも、然かも國民經濟上、最も重要な意義を有する國民所得額の確實なる統計に至りては、未だ之れあらず、殊に獨逸の如き各聯邦其課税制度を異にする結果として、其研究たるや、勿論、完全なりと云ふを得ず、只だ吾人をして比較的、此問題を解決せしめ得る便あるは、同國全人口の約五分の三を有する普魯西及「バイエルン」の兩國が過去二十年來、國民所得の増加に關する調査材料を有することなりとす、今、普魯西に就きて國民所得額の増加を見るに、略ぼ次表の如きものあり。

三千麻以上の所得を有する納税者の總所得額	一八九六	一九〇一	一九〇六	一九一一	一九二二
以上の納税者に對する法律上の免除額	三、七三三、三三三	四、〇三三、〇六八	五、二二五、八〇〇	四、九二五、七七一	?
以上の納税者の所得にして課税せらる可き額	四、八四六、七七七	六、三三三、九九三	八、四四四、四四六	一〇、八三三、三九八	?
三千麻以下九百麻に至る所得者に對して課税せらるる所得額	二八、八三三、四四三	四〇、四八五、七〇三	四七、八〇八、〇四四	六四、〇八二、四七五	六六、五三〇、〇〇〇
所得税法第十九第二十條により課税を免ぜらるる者の所得額	三二、九七六、三〇〇	四三、三三九、〇七三	五五、五二二、三三三	八〇、〇八四、四四〇	八五、八五〇、〇〇〇
五百麻の最低平均所得と見做す納税の資格なきもの所得、但最低平均所得七百五十麻となす	三、〇八七、一五〇	四、二八七、〇〇〇	五、〇九八、八五〇	六、五五六、二五〇	九、五五七、八六〇
以上納税者と免除者の所得總計	四、八四六、七七七	六、三三三、九九三	八、四四四、四四六	一〇、八三三、三九八	?
	三、七三三、三三三	四、〇三三、〇六八	五、二二五、八〇〇	四、九二五、七七一	?
	二八、八三三、四四三	四〇、四八五、七〇三	四七、八〇八、〇四四	六四、〇八二、四七五	六六、五三〇、〇〇〇
	三二、九七六、三〇〇	四三、三三九、〇七三	五五、五二二、三三三	八〇、〇八四、四四〇	八五、八五〇、〇〇〇
	三、〇八七、一五〇	四、二八七、〇〇〇	五、〇九八、八五〇	六、五五六、二五〇	九、五五七、八六〇
	三、七三三、三三三	四、〇三三、〇六八	五、二二五、八〇〇	四、九二五、七七一	?
	二八、八三三、四四三	四〇、四八五、七〇三	四七、八〇八、〇四四	六四、〇八二、四七五	六六、五三〇、〇〇〇
	三二、九七六、三〇〇	四三、三三九、〇七三	五五、五二二、三三三	八〇、〇八四、四四〇	八五、八五〇、〇〇〇
	三、〇八七、一五〇	四、二八七、〇〇〇	五、〇九八、八五〇	六、五五六、二五〇	九、五五七、八六〇
	三、七三三、三三三	四、〇三三、〇六八	五、二二五、八〇〇	四、九二五、七七一	?
	二八、八三三、四四三	四〇、四八五、七〇三	四七、八〇八、〇四四	六四、〇八二、四七五	六六、五三〇、〇〇〇
	三二、九七六、三〇〇	四三、三三九、〇七三	五五、五二二、三三三	八〇、〇八四、四四〇	八五、八五〇、〇〇〇
	三、〇八七、一五〇	四、二八七、〇〇〇	五、〇九八、八五〇	六、五五六、二五〇	九、五五七、八六〇
	三、七三三、三三三	四、〇三三、〇六八	五、二二五、八〇〇	四、九二五、七七一	?
	二八、八三三、四四三	四〇、四八五、七〇三	四七、八〇八、〇四四	六四、〇八二、四七五	六六、五三〇、〇〇〇
	三二、九七六、三〇〇	四三、三三九、〇七三	五五、五二二、三三三	八〇、〇八四、四四〇	八五、八五〇、〇〇〇
	三、〇八七、一五〇	四、二八七、〇〇〇	五、〇九八、八五〇	六、五五六、二五〇	九、五五七、八六〇

以上の表によりて考察するに、千九百十二年の調査の結果は、其前年に確定せし百四十四億八千七百萬麻に對して、百五十二億四千萬麻に増加せることを示せり、今、假りに納税の資格あるも、然かも免除せられたるものと、其所得額が未だ納税額に達せざるものとの所得額とを合算する時は、千九百十一年の七十一億四千二百萬麻に對して七十億七千萬麻を得べし、故に普魯西に於ける千九百十二年の國民所得は二百二十三億一千萬麻となる、但、實際上の所得を出来るだけ確實にする爲

めには、以上の表に現はれたる以外に尙ほ他の數字を加算せざる可からず、今日、普魯西の稅務に通曉せる人の言によれば、同國內に於ける所得額の隠蔽せらるる額は總額の約十「パーセント」なりと、若、此言を假りに信なりとせば、千九百十二年に調査表に上らざる脱稅的所得額は十五億二千四百萬麻となる、尙ほ非人格納税者の所得の一部、即ち二億二千萬麻をも之れに加へざる可からず、さて、以上の計算によりて、普魯西のみにて國民の所得額は約二百四十億に増加せることを知るを得可し、今、同國の人口四千萬を以て以上の所得額を分つ時は、一人に就き約六百麻の平均所得を得可し、而して此平均所得額は他の聯邦にありても略ぼ、同一なり、「クセン」には其平均所得額稍々多く、之れに反して「ウエルテンベルヒ」及「バーデン」にては、稍々少く、「ハンザ」の諸市にては平均千麻に達せり、今、此普魯西に於ける平均所得額を以て約六千六百萬の人口を有する獨逸帝國に適用する時は、個人的所得の總額として三百九十億乃至四百億麻の數を得可し、勿論、是等の所得額には、更に公共團體殊に各聯邦及帝國に於ける收入の一部を加えざる可からず、而して其額は少く見積りて十億以上なりとす、故に現時、獨逸帝國の一年間に於ける總所得は

約四百億麻以上と見做すを得可し、更に同一の方法によりて千八百九十六年の總所得を計算する時は、約二百十五億麻となる(一人に就き約四百十麻、即ち千八百九十六年より千九百十二年に至る十六年間に、國民の總所得は約八十「パーセント」、一人の平均所得に就いては約四十五「パーセント」の増加となれり、尙ほ以上の考察に對して、諸學者の研究を參照するに「シユモラー」教授は千八百九十五年の總所得を二百五十億麻に、千九百十一年の分を約四百五十億麻となせり、又「スタインマートン、ピューヤ」は千九百八年に於て三百五十億麻の所得額を舉げしを以て見れば、其計數は略ぼ第一の場合と同じ、次に獨逸を以て英、佛の兩國と比較するに、今を去る數年前、佛の經濟學者「ルイロア、ポリユエ」が佛國民の總所得額を計算して二百五十億法となせし際に、獨逸國民の所得は既に三百五十億麻に達せり、之れ明かに、佛國民の所得額が獨逸の後方に存することを示すものなりとす、勿論、一人の平均所得額に就きては兩者の差は極めて少し、今、假りに千九百八年を以て兩者の比較的標準とする時は、同年に於ける獨逸國民一人の平均所得額五百五十五麻に對して、佛國民一人の平均所得額は五百十四麻なりとす、更に英國民の總所得額に就きて

見るに、數年前「チオツア、モネー」によりて計算せられし額は十七億一千萬磅即ち約三百五十億麻なりしが、此數字は同年に於ける獨逸國民の總所得額と略ぼ相同じ、尙ほ英獨兩國一人の平均所得額に就きて見るに前者の八百十五麻に對して後者は五百五十五麻なりとす、但、勞銀所得の點より見る時は獨逸は英國に比して著しく増加せり、即ち千九百年に於ける英國炭坑夫の一年間の平均所得額が千七百三十二麻に對して「ルール」地方に於ける獨逸鑛山夫の所得は千三百三十二麻なりしが、千九百十二年にては、英國側の千六百二十二麻に對して獨逸側は千五百八十六麻となれり、但、後者は純所得を示すものなるを以て、之れに保険料其他を加ふる時は英國の千六百二十二麻に對して千七百九十麻となるものなりとす、之れを要するに現時獨逸國民が一年間の經濟的活動によりて獲得する額を以て、四百億麻となすは略ぼ當を得たるものなりと信ず。

而して、以上、四百億麻の約六分の一即ち七十億麻は公共の目的(現時、帝國の經常費は約三十億麻之れに各聯邦の經常費五十八億麻を加ふる時は八十八億麻となる、但、是等の費用中、三十六億麻は帝國政府、及各聯邦政府の鐵道其他の事業により

て償ひ得るを以て、公共的目的に供せらるゝ、實際的消費は殘余の五十二億麻たり、但、以上の外、尙ほ加ふ可きものは市其他、公共的團體の費用二十億あり、故に公共的消費の總額は約七十億、即ち獨逸國民一年間の總所得額の約六分の一に相當す尙ほ以上の計數中には勞働保險に向けらるゝものは、之れを含まず、蓋、其理由としては年々此方面に流入する額は同國陸海軍の經常費總額より稍々多くして十億麻を越ゆるも、此額たるや、一部は保險事業其者に於ける集積的資本となり、一部は各人が養老金其他の救助を受くる場合に於て所得として再現するを以てなり、に供せらるゝものにして、次ぎに個人的消費に投せらるゝ額は二百五十億麻、即ち兩者を國民所得總額より除去せし殘余八十億乃至八十五億麻は年々同國の富を増進せしむるものにして、之れを十五年前の四十五億乃至五十億麻に比すれば、非常なる増加と稱せざるを得ず、試みに、斯くの如き現象の同國經濟生活上に現はれたる點を見るに、獨逸人の有する有價證券は千八百八十六年以來、二十七年間に五百三十億乃至五百四十億麻となり、年々の平均増加額は確かに二十億麻以上に達し、次ぎに獨逸信用銀行の預金額は千八百九十五年には十七億七千萬麻、千九百十二年

には九十三億六千萬麻なるを以て、前後兩年の間に七十五億麻以上の増加となり、之れを平均年度割にする時は約四億六千萬麻の増加となれり、次ぎに獨逸預金銀行の預金額は千八百九十五年に六十八億麻、千九百年に八十八億麻、千九百十一年には百七十八億麻となり、千八百九十五年より千九百十一年の間に於ける全増加額は百十億麻、之れを平均年額を以てすれば六億九千萬麻となる、其他、勞働保險事業の財産が年々齎らす處の利益は少くとも五億麻以上にして、即ち以上の者を合する時は三十六億五千萬麻となる、以て如何に獨逸國民の所得額が増加し、且つ蓄積せられしかを知るを得可し、彼の藏相「ヘルフェリッヒ」が去る三月の獨逸議會に於て「第一回軍事公債は極めて良好なる成績を現せり、斯くの如きは主として獨逸銀行制度の卓越せる組織と獨逸國民生活の増進とに謝せざるを得ず、然かも此兩者を敵國は輕視せり」と云へるは、單に敵國を瞞着するの言にあらざと信ず。(未完)